

令和 3 年度 事業計画（案）（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ②今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ③各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ②加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ③お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.7%以上とする</p> </div> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員への広報並びに地域の医療機関での申請書の配置などにより利用促進を図る。 ②医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ①標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ②傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。また、県内年金事務所の協力のもと、年金受給者ヘリーフレットを利用して広報を行う。
- ③不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- ①内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、質的向上と効率的な点検により査定率向上を目指す。
 - ・手術を伴う入院や高額薬剤等の高額なレセプトの重点的な点検を実施する。
 - ・医療行為に関する知識習得のための勉強会や研修を実施する。
- ②社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」における審査支払新システム導入による点検内容の高度化を見据えた点検体制構築を目指す。
 - ・査定事例、システムスキル等の情報が活発に共有される体制を構築する。
 - ・診療項目毎に担当を振り分けた点検体制を検討する。

- KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする
(※) 査定率=レセプト点検により査定した額÷協会けんぽの医療費総額
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診を防止するため、加入者に対する文書照会や柔整師に対する面接確認による実態把握を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ①審査手順の標準化を推進する。
- ②受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施し適正化を図る。

(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ①保険証未回収者に対する催告等の強化
 - ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を実施する。
 - ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施する。
 - ・未回収の多い事業所に対し、文書等により資格喪失届への被保険者証の添付の徹底と早期届出を周知する。
- ②債権の早期回収、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権の回収率の向上
 - ・納付期限経過後2か月以内の催告を実施する。
 - ・保険者間調整が可能な債権にかかる納付書や催告文書には全件保険者間調整案内文書を同封する。
 - ・費用対効果が見込まれる債権に対しては積極的に法的手続きを実施する。

■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ②事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ③未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.8%以上とする

(10) 業務改革の推進

- ①現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ②職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

2. 戦略的保険者機能関係

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

(1) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- 「健診・保健指導カルテ」等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
 - 健診受診促進、事業者健診結果データ取得に向けた関係団体との連携を推進する。
 - 被扶養者の特定健診実施率の向上に向け、地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ①生活習慣病予防健診実施率の向上
- ・新規適用事業所、新規任意継続加入者に対する受診勧奨
 - ・事業所あて案内時における健診機関PR記事掲載
 - ・事業所及び個人向け受診勧奨の実施
 - ・商工会との連携による受診勧奨
 - ・閑散期における受診者数増加に向けた事業所及び健診機関へのアプローチ
 - ・新規委託契約に向けた働きかけ
- ②事業者健診データ取得による健診実施率の向上
- ・外部委託業者による健診結果データ取得勧奨
 - ・健診結果データの早期提供事業の推進

③被扶養者の健診実施率の向上

- ・自治体が主催する集団健診への受診勧奨
- ・自治体と連携した支部独自の集団健診の拡大

◇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：183,349人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率60.5%（実施見込者数：110,900人）
- ・事業者健診データ 取得率15.6%（取得見込者数：28,600人）

◇被扶養者（実施対象者数：51,595人）

- ・特定健康診査 実施率32.7%（実施見込者数：16,850人）

- KPI：①生活習慣病予防健診実施率を60.5%以上とする
②事業者健診データ取得率を15.6%以上とする
③被扶養者の特定健診実施率を32.7%以上とする

(2) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 健診実施機関への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。
- 民間専門機関による情報通信技術等を活用した保健指導を推進する。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。

①特定保健指導の実施率の向上

<支部保健師等>

- ・支部内研修及び検討会で継続率（実施率）を高めるための事例検討及び支援ツールの活用
- ・健診・保健指導カルテ等を活用した事業所訪問による受入勧奨

<委託機関、市町保健師等>

- ・経年実績の見える化及び経営的視点に基づくツールを活用しての実施者数増加に向けた働きかけ
- ・人的資源が限られた中での効率的な保健指導に向けた支部保健師による個別訪問サポートの実施

- ・新規委託契約に向けた働きかけ
- ・遠隔地に在住する支部加入者に対する保健指導の推進
- ・集団健診会場における支部保健師等による特定保健指導の利用勧奨（予約）ならびに市町及び健診委託機関の保健師等による特定保健指導の実施

②特定保健指導実施者の翌年度健診結果の改善率の向上

- ・メタボ改善率の向上及びリバウンドの予防に向けた支部内研修会及び検討会での事例検討
- ・特定保健指導基準値付近の者に対する健診結果の推移の見える化及び生活習慣改善アドバイスパンフレットの送付によるメタボ減少者への働きかけ

◇被保険者（特定保健指導対象者数：28,179人）

- ・特定保健指導 実施率29.1%（実施見込者数：8,200人）

◇被扶養者（特定保健指導対象者数：1,449人）

- ・特定保健指導 実施率7.0%（実施見込者数：101人）

■ KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を29.1%以上とする
被扶養者の特定保健指導の実施率を7.0%以上とする

(3) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨対象を血糖及び血圧リスク者に拡大し、早期治療を推進する。
- 医療機関との連携による糖尿病の重症化予防に取り組む。

①未治療者の勧奨受診率の向上

- ・外部委託業者等による案内文書の送付及び電話勧奨の実施
- ・石川労働局と連携した受診勧奨の実施

◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,000人

■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 医療機関（糖尿病専門医等）と連携した、糖尿病性腎症（3～4期）で治療中かつ行動変容困難な者に対する生活改善サポートの実施

（4）コラボヘルスの推進

①健康宣言事業所への活動支援

- ・ 運動習慣の定着に向けた健康出前講座の提供
- ・ 事業所カルテの提供による経年での健康度の見える化
- ・ 宣言事業所への継続的な取組事例紹介
- ・ 「かがやき通信」による健康経営関連情報の提供
- ・ 事業所担当者の事務効率化（共通様式の使用、窓口一本化）を考慮した石川県の健康宣言事業との連携
- ・ 健康器具の貸出
- ・ 外部委託業者による健康宣言事業所に対する健康づくりサポート

②健康宣言事業所への付加価値の創出

- ・ 経済産業省・石川県の認定・表彰制度の紹介、申請情報の提供
- ・ 認定・表彰制度への申請に向けた説明会の開催、申請書提出支援

③健康宣言事業所の拡大

- ・ 民間企業との連携による健康経営セミナーの開催
- ・ 民間企業と連携した健康宣言事業所の拡大
- ・ 各種広報媒体、事業所訪問によるエントリー勧奨

■ KPI : 健康宣言事業所数を 1,100 事業所以上とする

(5) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

① 広報を通じた健康増進意識の高揚、支部事業の理解促進

- ・ 個々の加入者に向けたインセンティブ制度の周知広報
- ・ 健康増進情報（お役立ち情報、イベント案内）の提供
- ・ 支部メールマガジン新規登録者数の拡大
- ・ アクセス者の利便性を優先したホームページづくり

② 健康保険委員の委嘱拡大と活動強化

- ・ 新規適用事業所に対する委嘱勧奨
- ・ 事業所訪問による委嘱の拡大
- ・ 健康増進情報や支部分析情報を中心とした他の広報媒体との差別性を持った広報誌記事の掲載
- ・ 健康保険委員研修会の開催

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 66.5%以上とする

(6) ジェネリック医薬品をはじめとする医療費適正化の促進

ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部独自でのジェネリック医薬品切替案内
- ・ 薬剤師会と連携したジェネリック医薬品希望お薬手帳カバーの配布
- ・ 医療機関、薬局への訪問による使用促進協力依頼
- ・ 低使用割合層向けへの広報

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤

(7) 地域の医療供給体制への働きかけや県民の健康増進に向けた意見発信・連携

	<ul style="list-style-type: none"> ①医療計画推進協議会での意見発信 ②関係団体協議会等での意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体（石川県、市町）主催協議会、審議会における意見発信 ・保険者協議会における意見発信及び共同事業の働きかけ ③関係団体との共同事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体（石川県、市町）との健康増進・医療費適正化事業の実施 ・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との医療費適正化事業の実施 ・県内教育機関と連携した健康保険制度等の講義
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適切な組織運営 <ul style="list-style-type: none"> ①週次での幹部ミーティングによる支部内ガバナンスの徹底 ②月次進捗会議による組織目標達成に向けた進捗状況の管理 (2) 人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 本部指定研修に支部独自研修を組み合わせた組織基盤の底上げ (3) 費用対効果を踏まえたコスト削減 <ul style="list-style-type: none"> ①参加業者数の増加に向けた十分な公告期間及び履行期間の確保

②競争性促進を考慮した契約内容及び調達方法の見直し

③一者応札への対応

・入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対し聞き取り調査等を実施

④ペーパーレスを推進し、コピー用紙等の使用量を削減

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(4) コンプライアンスの徹底

職員研修等を通じた遵守の徹底

(5) リスク管理

①訓練や研修を通じた大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への管理体制の強化

②個人情報保護や情報セキュリティ対策

・各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等についての点検を実施